

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

地域手当の支給割合の見直し等による影響を踏まえ、現行の支給水準の範囲内で、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度をより一層反映できるように、退職手当の調整額について、見直しを行う。

2 改正内容

(1) 退職手当の調整額

退職手当の調整額の算出に係るポイントを次のとおり改定する。

区 分	適用区分	現 行	改 正 案
第1号区分	部長	360	402
第2号区分	統括課長	300	335
第3号区分	課長・園長	240	268
第4号区分	総括係長・副園長	185	207
第5号区分	係長・統括技能長	165	185
第6号区分	技能長	150	168
第7号区分	主任主事 技能主任 主任教諭	130	146
第8号区分	上記以外の職員	0	〔現行どおり〕

調整額単価 1,000円（改定なし）

(2) 技能系・業務系職員等の特例措置

上記(1)によるポイントの改定に伴い、技能系・業務系職員等のポイントを加算する特例措置について、次のとおり改定する。

ア 定年退職等により退職する者の評価期間のうち、平成19年度までの間において、1級職に在職した期間に応じ、加算するポイント

現 行	改 正 案
60	68

イ アの加算を受ける者のうち、平成19年度までの間において、2級職以上に在職した期間等に応じ、アに加えて加算するポイント

現 行	改 正 案
20	22

3 施行期日

平成27年4月1日